

厚生労働省告示第二百七十号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準 イ、ホ（略） へ、その他</p> <p>(1) イからホまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）の提供に当たっては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。）第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。</p> <p>(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注10、イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要</p>	<p>一 利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準 イ、ホ（略） へ、その他</p> <p>(1) イからホまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）の提供に当たっては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。）第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。</p> <p>(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(4)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)、(2)及び(3)の注10、イ(1)、(2)及び(3)の注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要</p>

二
(略)

する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二
(略)

する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)、(2)及び(3)の注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。